

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第二地区土地
画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地区画整理法第55条第13項において準
用する同条第9項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成29年2月1日

京都市長 門川 大作

1 土地区画整理事業の名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第二地区土
地区画整理事業

2 施行者の名称

京都市

3 施行地区

京都市伏見区下鳥羽長田町，同下鳥羽葭田町，同下鳥羽柳長町，同下鳥羽三町，同下
鳥羽平塚町，同下鳥羽円面田町，同下鳥羽上三栖町，同下鳥羽広長町，同下鳥羽澗女町，
同下鳥羽須釜町，同下鳥羽松若町，同下鳥羽浄春ヶ前町，同下鳥羽小柳町及び同横大路
三栖山城屋敷町の各全部並びに同寝小屋町，同島津町，同治部町，同下鳥羽渡瀬町，同
下鳥羽六反長町，同下鳥羽但馬町，同下鳥羽北ノ口町，同横大路東裏町及び同横大路貴
船の各一部

4 事業施行期間

昭和45年2月19日から平成31年3月31日まで

5 事務所の所在地

京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435番地 京都御池第一生命ビル3階
京都市建設局都市整備部市街地整備課

6 事業計画決定の年月日

昭和45年2月19日

7 変更の年月日

平成29年1月20日

(建設局都市整備部市街地整備課)